|  |
| --- |
| 2016年度第1回京私教協教員免許事務勉強会教職課程担当事務職員に必要な知識～ 教員免許状が必要な教員とは（改正教育職員免許法をもとに）～（2016.7.2　京都学園大学）龍谷大学世界仏教文化研究センター事務部　小野　勝士 |

|  |
| --- |
| １．教員免許状が必要な学校・施設 |

▼学校教育法

|  |
| --- |
| （学校の範囲）第1条　この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。 |

○義務教育学校：「学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）」により創設された小中一貫教育を実施することを目的とする学校（平成27年6月24日公布、平成28年4月1日施行）。[[1]](#footnote-1)

○中等教育学校：「学校教育法等の一部を改正する法律（平成10年法律第101号）」により、平成11（1999）年4月より、中高一貫教育を選択的に導入することが可能となった。[[2]](#footnote-2)

○特別支援学校：「学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）」により、平成19（2007）年4月からこれまでの盲学校・聾学校・養護学校から特別支援学校となった。[[3]](#footnote-3)

▼教育職員免許法

|  |
| --- |
| （定義） 第2条　この法律において「教育職員」とは、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第3項において「第1条学校」という。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）の主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。《第2項以下略》 |

★学校教育法で規定されている学校／教育職員免許法が定める免許状が必要な学校・園

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学校種・施設 | 学校教育法 | 教育職員免許法 |
| 幼稚園 | ○ | ○ |
| 小学校 | ○ | ○ |
| 中学校 | ○ | ○ |
| 義務教育学校 | ○ | ○ |
| 高等学校 | ○ | ○ |
| 中等教育学校 | ○ | ○ |
| 特別支援学校 | ○ | ○ |
| 大学 | ○ |  |
| 高等専門学校 | ○ |  |
| 幼保連携型認定こども園 |  | ○ |

参考）各学校種の修業年限等（学校教育法）

|  |
| --- |
| 【幼稚園】（入園資格）第26条　幼稚園に入園することのできる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。【小学校】（修業年限）第32条　小学校の修業年限は、6年とする。【中学校】（修業年限）第47条　中学校の修業年限は、3年とする。【義務教育学校】（修業年限）第49条の4　義務教育学校の修業年限は、9年とする。（課程）第49条の5　義務教育学校の課程は、これを前期6年の前期課程及び後期3年の後期課程に区分する。【高等学校】（修業年限）第56条　高等学校の修業年限は、全日制の課程については、3年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、3年以上とする。【中等教育学校】（修業年限）第65条　中等教育学校の修業年限は、6年とする。 （課程）第66条　中等教育学校の課程は、これを前期3年の前期課程及び後期3年の後期課程に区分する。【特別支援学校】（特別支援学校の目的）第72条　特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。（小学部・中学部の設置義務と幼稚部・高等部）第76条　特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要のある場合においては、そのいずれかのみを置くことができる。 ②　特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。（特別支援学級）第81条　幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。 ②　小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。 一　知的障害者 二　肢体不自由者 三　身体虚弱者 四　弱視者 五　難聴者 六　その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの ③　前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。[[4]](#footnote-4) |

★もう1つ参考

【大学】（4年制）

⇒学校教育法

（修業年限）

第87条　大学の修業年限は、4年とする。《以降略》

⇒大学設置基準

（卒業の要件）

第32条　卒業の要件は、大学に4年以上在学し、124単位以上を修得することとする。《以降略》

⇒上限については定めがない。多くの大学では修業年限の2倍と学則で定めていることが多い。

参考）龍谷大学学則第5条

第5条　本学学部の修業年限は4年とし、8年を超えて在学することはできない。

⇒学則で定めないといけないもの（学校教育法施行規則）

（学則の必要記載事項）

第四条　前条の学則中には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。

一　修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項

二　部科及び課程の組織に関する事項

三　教育課程及び授業日時数に関する事項

四　学習の評価及び課程修了の認定に関する事項

五　収容定員及び職員組織に関する事項

六　入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項

七　授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項

八　賞罰に関する事項

九　寄宿舎に関する事項

参考）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）

|  |
| --- |
| （入園資格） 第11条　幼保連携型認定こども園に入園することのできる者は、満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。 |

★認定こども園（内閣府 子ども・子育て本部ウエブサイト〈http://www.youho.go.jp/gaiyo.html〉より）

|  |
| --- |
| 教育・保育を一体的に行う施設で､いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。①幼保連携型幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。②幼稚園型認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。③保育所型認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。④地方裁量型幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ。 |

|  |
| --- |
| ２．教員免許状が必要な教育職員 |

▼教育職員免許法

|  |
| --- |
| （定義） 第2条　この法律において「教育職員」とは、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第3項において「第1条学校」という。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）の主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。《第2項以下略》 |

▼学校教育法に定める職員

（1）幼稚園

|  |
| --- |
| （幼稚園職員の配置と義務）第27条　幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない ②　幼稚園には、前項に規定するもののほか、副園長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。③　第一項の規定にかかわらず、副園長を置くときその他特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。 ④　園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。 ⑤　副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。 ⑥　教頭は、園長（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。 ⑦　主幹教諭は、園長（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどる。 ⑧　指導教諭は、幼児の保育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。 ⑨　教諭は、幼児の保育をつかさどる。 ⑩　特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。 ⑪　学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第7項の規定にかかわらず、園長（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。 |

（2）小学校・中学校[[5]](#footnote-5)

|  |
| --- |
| （職員）第37条　小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。 ②　小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。 ③　第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。 ④　校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。 ⑤　副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。 ⑥　副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が2人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。 ⑦　教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。 ⑧　教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）に事故があるときは校長の職務を代理し、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、教頭が2人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う。 ⑨　主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。 ⑩　指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。 ⑪　教諭は、児童の教育をつかさどる。 ⑫　養護教諭は、児童の養護をつかさどる。 ⑬　栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。 ⑭　事務職員は、事務に従事する。 ⑮　助教諭は、教諭の職務を助ける。 ⑯　講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。 ⑰　養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。 ⑱　特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。⑲　学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第9項の規定にかかわらず、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。 |

▼就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）に定める幼保連携型認定こども園の職員

|  |
| --- |
| （職員） 第14条　幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。 2　幼保連携型認定こども園には、前項に規定するもののほか、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。 3　園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。 4　副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。 5　副園長は、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副園長が二人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。 6　教頭は、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長）を助け、園務を整理し、並びに必要に応じ園児（幼保連携型認定こども園に在籍する子どもをいう。以下同じ。）の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下この条において同じ。）をつかさどる。 7　教頭は、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長）に事故があるときは園長の職務を代理し、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長）が欠けたときは園長の職務を行う。この場合において、教頭が2人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序で、園長の職務を代理し、又は行う。 8　主幹保育教諭は、園長（副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長又は教頭。第11項及び第13項において同じ。）を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。 9　指導保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。 10　保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどる。 11　主幹養護教諭は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、及び園児（満3歳以上の園児に限る。以下この条において同じ。）の養護をつかさどる。 12　養護教諭は、園児の養護をつかさどる。 13　主幹栄養教諭は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。 14　栄養教諭は、園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。 15　事務職員は、事務に従事する。 16　助保育教諭は、保育教諭の職務を助ける。 17　講師は、保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事する。 18　養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。 19　特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、保育教諭に代えて助保育教諭又は講師を置くことができる。 |

■栄養教諭

平成17年度に創設された制度で、食に関する指導・学校給食の管理を行う教諭。すべての義務教育諸学校において給食を実施しているわけではないことや、地方分権の趣旨等から、栄養教諭の配置は地方公共団体や設置者の判断によることとされており、全校には配置されてはいない。[[6]](#footnote-6)

■保育教諭

幼保連携型認定こども園の教育職員であり、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方をあわせもって保育教諭になることができる。ただし、平成27年4月1日の施行後5年間は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば、保育教諭等となることができるとする経過措置が設けられている。

▼就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）

|  |
| --- |
| （職員の資格） 第15条　主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法 （昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録（第4項及び第39条において単に「登録」という。）を受けた者でなければならない。 2　主幹養護教諭及び養護教諭は、養護教諭の普通免許状を有する者でなければならない。 3　主幹栄養教諭及び栄養教諭は、栄養教諭の普通免許状を有する者でなければならない。 4　助保育教諭及び講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の助教諭の臨時免許状（教育職員免許法第4条第4項に規定する臨時免許状をいう。次項において同じ。）を有し、かつ、登録を受けた者でなければならない。 5　養護助教諭は、養護助教諭の臨時免許状を有する者でなければならない。 6　前各項に定めるもののほか、職員の資格に関する事項は、主務省令で定める。 附　則　（平成24年8月22日法律第66号）（施行期日）第1条　この法律は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。[[7]](#footnote-7)ただし、附則第9条から第11条までの規定は、公布の日から施行する。（保育教諭等の資格の特例）第5条　施行日から起算して5年間は、新認定こども園法第15条第1項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（第3項において単に「登録」という。）を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。 2　施行日から起算して5年間は、新認定こども園法第15条第4項の規定にかかわらず、幼稚園の助教諭の臨時免許状（教育職員免許法第4条第4項に規定する臨時免許状をいう。）を有する者は、助保育教諭又は講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。 3　施行日から起算して5年間は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第7項に規定する旧免許状所持者であって、同条第2項に規定する更新講習修了確認を受けずに同条第3項に規定する修了確認期限を経過し、その後に同項第3号に規定する免許管理者による確認を受けていないもの（登録を受けている者に限る。）については、同条第7項の規定は、適用しない。 |

☆教員免許ハンドブック1 [[8]](#footnote-8)（解釈事例編1頁）

◎「教育職員」の定義

|  |
| --- |
| Q　第2条で定義されているもののうち、教育職員については、幼稚園園長を含めることができるか。（趣旨）　校長は、教員に含まれず、本ハンドブック解釈事例編1頁において、「校長が学級を担任し、又はある教科の授業を常時担任する必要がある場合には、その校長に対し教諭を兼務されるべきもの」とされている。　学校教育法第27条第4項は、園長の職務を「園務をつかさどり、所属職員を監督する」としているが、その解釈として、「園務には、教諭の主たる職務である幼児の教育も当然含まれる」としており、他校種の校長と同一の解釈をとることが適当であるか確認したいため。A　第2条で定義されている「教育職員」は、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師であり、園長は含まれない。 |

☆教員免許ハンドブック1（解釈事例編2頁）

◎校長の授業担任と兼務発令の要否

|  |
| --- |
| Q　校長が授業を担任する場合、教諭としての兼務発令をすることの要否について、次のいずれによるべきか。（イ）学校教育法第37条第4項等に規定する校長の職務内容には、第11項等の教諭の職務内容を包含するものと解し、全くその必要がない。（ロ）学校教育法施行規則第8条は、校長の資格を一般的に規定したに過ぎず、校長が授業を担任する場合は、当然教諭としての兼務発令の必要があり、免許法第3条に規定する相当の免許状を有する必要が生じてくる。（ハ）相当免許状を有していない場合及び免許外教科の授業を担任する場合に限り、兼務発令をする必要がある。（ニ）補欠授業をする等の場合は、その要はないが、相当時間数を担任するとき、若しくは当該教科について一般教諭と同程度の責任を負って担任する場合に限り、兼務発令をする必要がある。A　校長が、学級を担任し、又はある教科の授業を常時担任する必要がある場合には、その校長に対し、教諭を兼務されるべきものである。　なお、授業担任教員の不在時におけるいわゆる補欠授業等、学校運営上必要がある場合には、教諭を兼務しない場合においても当該所有免許状にかかる授業を臨時的に担任することは妨げないものと解される。 |

★「校長」の資格[[9]](#footnote-9)

▼学校教育法施行規則

|  |
| --- |
| （校長の資格）第20条　校長（学長及び高等専門学校の校長を除く。）の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一 教育職員免許法 （昭和24年法律第147号）による教諭の専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）を有し、かつ、次に掲げる職（以下「教育に関する職」という。）に5年以上あつたことイ～ヌ　《略》二 教育に関する職に10年以上あつたこと（私立学校長の資格の特例）第21条　私立学校の設置者は、前条の規定により難い特別の事情のあるときは、5年以上教育に関する職又は教育、学術に関する業務に従事し、かつ、教育に関し高い識見を有する者を校長として採用することができる。（校長の任命・採用の特例とその資格）第22条　国立若しくは公立の学校の校長の任命権者又は私立学校の設置者は、学校の運営上特に必要がある場合には、前2条に規定するもののほか、第20条各号に掲げる資格を有する者と同等の資質を有すると認める者を校長として任命し又は採用することができる。 （副校長・教頭の資格）第23条　前3条の規定は、副校長及び教頭の資格について準用する。 |

|  |
| --- |
| ３．相当免許状主義 |

▼教育職員免許法

|  |
| --- |
| （免許） 第3条　教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。 2　前項の規定にかかわらず、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。 3　特別支援学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭並びに特別支援学校において自立教科等の教授を担任する教員を除く。）については、第1項の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。 4　義務教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第1項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。5　中等教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第1項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。 6　幼保連携型認定こども園の教員の免許については、第1項の規定にかかわらず、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の定めるところによる。 |

（1）原則1

幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員は、原則として、学校の種類ごと（中学校又は高等学校の教員は学校の種類及び教科ごと）の免許状が必要。

◆例外：小学校（免許法第16条の5、免許法施行規則第66条の3）

中学校又は高等学校の教諭の免許状を有している者は、小学校・義務教育学校前期課程・特別支援学校の小学部で、以下の内容を担当することができる。

・保有免許状の教科に相当する教科（中学国語を有する場合は小学校の国語）

・外国語活動（英語の教員免許状を有する者のみ）

・保有免許状の教科に関連する総合的な学習の時間

・道徳（私立の学校の場合は「宗教」をもって「道徳」に代えることができる）[[10]](#footnote-10)

・特別活動[[11]](#footnote-11)（学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事[[12]](#footnote-12)）

また、工芸・書道・看護・情報・農業・工業・商業・水産・福祉・商船・看護実習・情報実習・農業実習・工業実習・商業実習・水産実習・福祉実習・商船実習・柔道（保健体育の一部領域）・剣道（保健体育の一部領域）・情報技術（工業の一部領域）・建築（工業の一部領域）・インテリア（工業の一部領域）・デザイン（工業の一部領域）・情報処理（商業の一部領域）・計算実務（商業の一部領域）の免許状を有している者は、中学校・義務教育学校後期課程・中等教育学校の前期課程・特別支援学校の中学部で、その免許状の教科に相当する教科を担任することができる。

▼教育職員免許法

|  |
| --- |
| 第16条の5　中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、第3条第1項から第4項までの規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担任する小学校若しくは義務教育学校の前期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師又は特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師となることができる。ただし、特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となる場合は、特別支援学校の教員の免許状を有する者でなければならない。 2　工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船又は看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習若しくは商船実習の教科又は前条第一項に規定する文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項について高等学校の教諭の免許状を有する者は、第3条第1項から第5項までの規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担任する中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師又は特別支援学校の中学部の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師となることができる。ただし、特別支援学校の中学部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となる場合は、特別支援学校の教員の免許状を有する者でなければならない。  |

▼教育職員免許法施行規則

|  |
| --- |
| 第61条の14　免許法第16条の4第1項の規定による高等学校教諭の普通免許状は、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理及び計算実務の事項について授与するものとする。第66条の3　免許法第16条の5第1項 に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第50条第1項及び第126条第1項に規定する外国語活動、同令第50条第1項及び第126条に規定する道徳、同令第50条第1項及び第126条第1項に規定する総合的な学習の時間並びに同令第50条第1項及び第126条に規定する特別活動並びに同令第50条第2項に規定する宗教とする。 2　免許法第16条の5第2項に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第72条及び同令第127条に規定する総合的な学習の時間とする。 |

◆例外：体育の保健領域（小学校）・保健（中学校・高等学校）

当分の間は、養護教諭の勤務経験が3年以上ある養護教諭は、勤務する学校（幼稚園及び幼保連携型認定こども園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項（小学校・義務教育学校前期課程・特別支援学校小学部においては体育の教科の保健領域）を担任することができる（免許法附則第15項、免許法施行規則附則第41項）。

▼教育職員免許法

|  |
| --- |
| 附 則15　養護教諭の免許状を有する者（3年以上養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務したことがある者に限る。）で養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務しているものは、当分の間、第3条の規定にかかわらず、その勤務する学校（幼稚園及び幼保連携型認定こども園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部科学省令で定めるもの）の教授を担任する教諭又は講師となることができる。  |

▼教育職員免許法施行規則

|  |
| --- |
| 附 則41　免許法附則第15項に規定する文部科学省令で定める事項は、学校教育法施行規則第52条に規定する小学校学習指導要領で定める保健に係る事項とする。 |

（2）原則2

養護をつかさどる教員、栄養の指導及び管理をつかさどる教員は、それぞれ養護教諭（養護助教諭）の免許状、栄養教諭の免許状が必要。

（3）原則3

特別支援学校の教員は、特別支援学校と特別支援学校の各部（幼稚部・小学部・中学部・高等部）に相当する学校の両方の免許状が必要。

◆例外

当分の間は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の免許状を有する者は、特別支援学校の免許状を有しなくても、有する免許状の学校の種類に相当する各部の教員となることができる（免許法附則第16項）。

▼教育職員免許法

|  |
| --- |
| 附 則16　幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第3条第1項から第3項までの規定にかかわらず、特別支援学校の相当する各部の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師となることができる。  |

▼「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」55頁

|  |
| --- |
| 教育職員免許法附則第16項の廃止も見据え、平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持することを目指し、国が必要な支援を行うことが適当である。 |

（4）原則4

義務教育学校の教員は、小学校と中学校の両方の免許状が必要。

◆例外

当分の間は、小学校または中学校のどちらか一方の免許状しか有していない教員であっても、義務教育学校において、小学校の免許状を有する者は前期課程、中学校の免許状を有する者は後期課程を担当することができる。（免許法附則第20項）。

▼教育職員免許法

|  |
| --- |
| 附 則20　小学校の教諭の免許状又は中学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第3条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師となることができる。 |

（5）原則5

中等教育学校の教員は、中学校と高等学校の両方の免許状が必要。

◆例外

当分の間は、中学校または高等学校のどちらか一方の免許状しか有していない教員であっても、中等教育学校において、中学校の免許状を有する者は前期課程、高等学校の免許状を有する者は後期課程の教科を担当することができる（免許法附則第17項）。

▼教育職員免許法

|  |
| --- |
| 附 則17　中学校の教諭の免許状又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第3条第1項、第2項及び第5項の規定にかかわらず、それぞれ中等教育学校の前期課程における教科又は後期課程における教科の教授又は実習を担任する主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができる。  |

（6）原則6

幼保連携型認定こども園の教員（主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。））は、幼稚園教諭免許状と保育士資格が必要。

◆例外

平成27年4月1日の施行後5年間は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば、保育教諭等となることができる（改正認定こども園法附則第5条）。

▼就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）

|  |
| --- |
| （職員の資格） 第15条　主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法 （昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録（第4項及び第39条において単に「登録」という。）を受けた者でなければならない。 2～6　《略》 附　則　（平成24年8月22日法律第66号）（施行期日）第1条　この法律は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。[[13]](#footnote-13)ただし、附則第9条から第11条までの規定は、公布の日から施行する。（保育教諭等の資格の特例）第5条　施行日から起算して5年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（第3項において単に「登録」という。）を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。 2・3 《略》 |

【参考】

別表第1（第5条、第5条の2関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第 一 欄 | 第 二 欄 | 第 三 欄 |
|  所要資格免許状の種類 | 基 礎 資 格 | 大学において修得することを必要とする最低単位数 |
| 教科に関する科目 | 教職に関する科目 | 教科又は教職に関する科目 | 特別支援教育に関する科目 |
| 幼稚園教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | ６ | ３５ | ３４ |  |
| 一種免許状 | 学士の学位を有すること。 | ６ | ３５ | １０ |  |
| 二種免許状 | 短期大学士の学位を有すること。 | ４ | ２７ |  |  |
| 小学校教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | ８ | ４１ | ３４ |  |
| 一種免許状 | 学士の学位を有すること。 | ８ | ４１ | １０ |  |
| 二種免許状 | 短期大学士の学位を有すること。 | ４ | ３１ | ２ |  |
| 中学校教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | ２０ | ３１ | ３２ |  |
| 一種免許状 | 学士の学位を有すること。 | ２０ | ３１ | ８ |  |
| 二種免許状 | 短期大学士の学位を有すること。 | １０ | ２１ | ４ |  |
| 高等学校教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | ２０ | ２３ | ４０ |  |
| 一種免許状 | 学士の学位を有すること。 | ２０ | ２３ | １６ |  |
| 特別支援学校教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。 |  |  |  | ５０ |
| 一種免許状 | 学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。 |  |  |  | ２６ |
| 二種免許状 | 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。 |  |  |  | １６ |

◆◆教員免許事務担当者にとって参考となる書籍◆◆

1）教員養成政策や他大学の取り組み内容を知ることができる

『教員を育て磨く専門誌［シナプス］SYNAPSE』（ジアース教育新社、隔月）

「教職課程事務入門」という連載を担当させていただいている（2016年2月号から）。

2）初心者の方には

① 小野勝士・村瀬隆彦・上西浩司・中井俊樹編（2014）『大学の教員免許業務Q＆A』（玉川大学出版部）　―品切れ―

体系的に教員免許事務について記載されているわけではないので、教員免許事務の感覚をつかんでいただくのにはよいと思います（2014/8/1現在の法令をもとに作成しているので、その後の法令改正により参考にならない部分もあります）

②上記1）の「教職課程事務入門」

3）介護等体験担当者には

① 全国特別支援学校長会編（2014）『介護等体験ガイドブック　フィリア』（ジアース教育新社）

特別支援学校での介護等体験についてのガイドブック。介護等体験がどういう制度でどういったことを行うのかについてわかりやすく説明されている。文科省特別支援教育課も推奨。

② 全国特別支援学校長会編（2014）『フィリアⅡ　ルールとマナー』（ジアース教育新社）

特別支援学校での介護等体験についての学生向けの冊子。学生向けであるため、注意点等学生目線から理解することができる。

③ 全国社会福祉協議会編（2015）『よくわかる社会福祉施設（第4版）』

社会福祉施設での介護等体験についてのガイドブック。各社会福祉施設の説明や、施設での体験にあたってのQ＆Aが掲載されている。

4）課程認定申請・変更届担当者には

教育職員免許法関係法規集等に関する調査研究会編（2016）『教職課程認定申請の手引き―解説書―《平成29年開設用》』（公益財団法人文教協会）

　申請・届出書類を作成する上での法令・認定基準の考え方等について解説しています。特に変更届については各大学とも毎年提出することと思います。変更届については記述を充実させました。また、特別支援教育にかかわる特集ページについては文科省特別支援教育課に執筆いただいております。

5）教員免許更新講習担当者には

文科省ウエブサイト

http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/koushin/index.htm

〔文科省ウエブサイトトップ > 教育 > 教員の免許、採用、人事、研修等 > 教員免許更新制〕

2009年の導入後、法令改正も生じていますので、書籍類よりも文科省ウエブサイトの情報が最新です。

以　上

1. 「小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律について（通知）」平成27年7月30日付文部科学省大臣官房文教施設企画部長・文部科学省初等中等教育局長通知（27文科初第595号）参照。文科省ウエブサイトhttp://www.mext.go.jp/b\_menu/hakusho/nc/1360758.htmに掲載されている。〔文科省ウエブサイトトップ > 政策・審議会 > 告示・通達 > 告示・通達（さ行） >〕 [↑](#footnote-ref-1)
2. 「中高一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部改正について（通知）」平成10年6月26日付文部省初等中等教育局長・文部省教育助成局長通知（文初高第475号）参照。

文科省ウエブサイトhttp://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/ikkan/3/980601.htmに掲載されている。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について（通知）」平成18年7月18日付文部事務次官通知（18文科初第446号）参照。

文科省ウエブサイトhttp://www.mext.go.jp/b\_menu/hakusho/nc/06072108.htmに掲載されている。〔文科省ウエブサイトトップ > 政策・審議会 > 告示・通達 > 告示・通達（た行） > 特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について（通知）〕 [↑](#footnote-ref-3)
4. 文科省ウエブサイトhttp://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/tokubetu/004/005.htm参照。

〔文科省ウエブサイトトップ > 教育 > 特別支援教育 > 特別支援教育について > 4．それぞれの障害に配慮した教育 > （5）病弱・身体虚弱教育〕 [↑](#footnote-ref-4)
5. 中学校については学校教育法第49条において第37条を準用することが規定されている。 [↑](#footnote-ref-5)
6. 文部科学省ウエブサイトhttp://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/eiyou/04111101/003.htm参照。

〔文科省ウエブサイトトップ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 栄養教諭制度について〕 [↑](#footnote-ref-6)
7. 平成27年4月1日（平成27年政令第22号〈平成27年1月23日〉）

参考）http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/#seishourei掲載の平成27年1月23日の事務連絡・官報 [↑](#footnote-ref-7)
8. 教員養成・免許制度研究会編『教員免許ハンドブック1』法令・解説編（第一法規、1991年） [↑](#footnote-ref-8)
9. 平成12年文部省令第3号（平成12年1月21日）により改正され、教員免許状を有さない者を校長・副校長・教頭とすることが可能となった。

参考）「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」平成12年1月21日付文部事務次官通知（文教地第244号）

http://www.mext.go.jp/b\_menu/hakusho/nc/t20000121001/t20000121001.html

〔文科省ウエブサイトトップ > 政策・審議会 > 告示・通達 > 告示・通達（か行） > 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）〉 [↑](#footnote-ref-9)
10. 学校教育法施行規則第50条第2項 [↑](#footnote-ref-10)
11. 道徳と特別活動については、平成28年3月31日公布の教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年文部科学省令第20号）により担当可能となった（施行：平成28年4月1日）。

参考）「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（通知）」平成28年3月31日付初等中等教育局長通知（27文科初第1737号）

文部科学省ウエブサイトhttp://www.mext.go.jp/b\_menu/hakusho/nc/1369200.htm

〔文部科学省ウエブサイトトップ > 政策・審議会 > 告示・通達 > 告示・通達（か行） > 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（通知）〕 [↑](#footnote-ref-11)
12. 特別活動の大枠はこの4つであるが詳細は学習指導要領を参照。

文部科学省ウエブサイトhttp://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/new-cs/youryou/syo/toku.htm

〔文部科学省ウエブサイトトップ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 現行学習指導要領・生きる力 > 現行学習指導要領（本文、解説、資料等） > 学習指導要領等（ポイント、本文、解説等）（平成20年3月・平成21年3月） > 小学校学習指導要領（ポイント、本文、解説等） > 小学校学習指導要領 > 第6章　特別活動〕 [↑](#footnote-ref-12)
13. 平成27年4月1日 [↑](#footnote-ref-13)